

平成20年6月9日

盗難通帳による被害の補償実施にともなう預金規定の改定について

横浜銀行では、個人のお客さまに対する盗難通帳による被害の補償開始に対応し、平成20年6月9日より、総合口座・普通預金・貯蓄預金取引規定ほか対象となる預金規定を改定しましたのでお知らせいたします。

上記預金規定には、主に盗難通帳による被害の補償に関する条項等を追加し、当行が補償を実施する場合を規定いたしました。

なお、補償対象外となる場合、または補償額が一部減額となる場合がございますので、下記をご確認いただき、預金通帳やご印鑑の管理を、厳重に行っていただきますようお願い申し上げます。

また、あわせて、ご預金の払い戻しの際に、お客さまの権限確認のため別途本人確認書類の提示等をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

*改定対象となる預金規定は別紙をご参照ください。

*この取り扱いは、個人のお客さまに限り適用させていただきます。

《盗難通帳による被害の補償にかかわる対応について》

当行は、盗難通帳の被害に遭われたお客さまについて、お客さまの故意による場合および重大な過失がある場合を除き、被害の補償を実施いたします。ただし、つぎのすべてに該当することが必要となります。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

以上を前提に、当行へ通知が行われた日から30日前の日以降の払い戻しについて補償を行うこととし、当該通知が通帳が盗難された日から2年を経過する日後に行われている場合には、補償は行わないこととします。

なお、当行が善意無過失でありお客さまに過失があると当行が証明した場合、補償額は4分の3となります。また、つぎのいずれかに該当することを当行が証明した場合には、被害補償の対象外となります。

- ① 当該払い戻しがお客さまの重過失により行われた場合
- ② 当該払い戻しがお客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人により行われた場合
- ③ お客さまが当行に対する被害状況の説明において、重要事項について虚偽の説明を行った場合
- ④ 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

*補償対象外となりうるお客様の「重大な過失」や、減額補償の対象となりうるお客様の「過失」の事例につきましては、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合についてをご参照ください。

規定の詳細および取り扱いに関してご不明な点がございましたら、お手数ですが、窓口までお問い合わせください。

別紙

改定対象となる預金規定

- 総合口座・普通預金・貯蓄預金取引規定
- 納税準備預金規定
- 通知預金規定（通帳式）
- 期日指定定期預金規定（通帳式）
- 自由金利型定期預金規定（通帳式）
- 自由金利型定期預金（M型）規定（通帳式）
- 自由金利型定期預金（N型）規定（通帳式）
- 変動金利定期預金規定（通帳式）
- 積立定期預金「スーパーステップ」規定
- 「積立型 自由期間」規定
- 外貨普通預金規定
- 外貨定期預金規定（通帳式）

上記預金規定をご希望のお客さまは、窓口までお申し付けください。

以上

別紙

お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合について

【重大な過失となりうる場合】

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) 他人に通帳を渡した場合
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書や諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行なった場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

【過失となりうる場合】

お客さまの過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合